

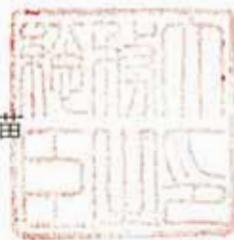


資料 1

總政企第 227 号  
平成27年10月26日

統計委員会委員長  
西 村 清 彦 殿

総務大臣  
山 本 早 苗



諮詢第83号  
工業統計調査の変更について（諮詢）

標記について、平成27年10月7日付け20150929統第1号により経済産業大臣から別添「基幹統計調査の変更について（申請）」のとおり申請があったところ、その承認の適否を判断するに当たり、統計法（平成19年法律第53号）第11条第2項において準用する同法第9条第4項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

【資料1の別添】

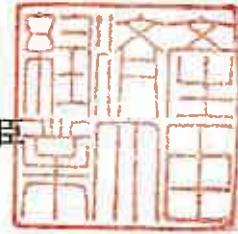
経済産業省

20150929統第1号

平成27年10月7日

総務大臣 殿

経済産業大臣



基幹統計調査の変更について（申請）

下記調査の変更について、統計法（平成19年法律第53号）第11条第1項の規定に基づく承認を受けたいので、別紙申請事項記載書に関係書類を添えて、申請します。

記

工業統計調査

主管部課	経済産業省大臣官房調査統計グループ 構造統計室
事務担当者	豊島 裕治 電話：03（3501）9945 E-mail: toyoshima-yuji@meti.go.jp





申請事項記載書

1 調査の名称

工業統計調査

2 変更の内容

変更案	変更前	変更理由
<p>1 略</p> <p>2 調査の目的 我が国工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得るための工業統計を作成することを目的とする。</p> <p>3～4 略</p> <p>5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間 (1) 報告を求める事項 1) 甲調査 ① 事業所の名称及び所在地 ② 本社又は本店の名称及び所在地 ③ 他事業所 <u>(国内)</u> の有無  ④ 経営組織 ⑤ 資本金額又は出資金額（会社に限る）</p>	<p>1 略</p> <p>2 調査の目的 我が国工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得るための工業統計<u>調査</u>を作成することを目的とする。</p> <p>3～4 略</p> <p>5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間 (1) 報告を求める事項 1) 甲調査 ① 事業所の名称及び所在地 ② 本社又は本店の名称及び所在地 ③ 他事業所の有無  ④ 経営組織 ⑤ 資本金額又は出資金額（会社に限る。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工業統計調査の指定の変更について（諮問第 56 号の答申）に対応</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・本項目は調査経路を決めるために使用している項目であり、誤記入が無いよう定義を明確化する。なお、結果表として集計しているものではない。</li> <li>・調査日が、これまでの 12 月末日から 6 月 1 日に変更となることから、6 月 1 日現在払込み済みの資本金の額又は出資金の額に変更。</li> </ul>

<p>⑥ 従業者数</p> <p><u>⑦ 常用労働者毎月末現在数の合計</u></p> <p>⑦ 現金給与総額</p> <p><u>⑧⑨、⑩、⑪、⑫、⑬の消費税の経理処理の状況</u></p> <p>⑨ 原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関する外注費及び転売した商品の仕入額</p>	<p>⑥ 従業者数</p> <p><u>⑧ 現金給与総額</u></p> <p>⑨ 原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関する外注費及び転売した商品の仕入額</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施日が、これまでの12月末日から6月1日に変更となることから、従業者数の把握時点を変更。なお、経済センサス-活動調査における従業者数の把握は平成28年6月1日となり、中間に実施される大規模統計調査である工業統計調査も同様となる。</li> <li>臨時雇用者について、製造業の臨時雇用者数は少なく、従業者に対する割合も低い。又、男女別の把握を行っていない事業所も多いため、記入者負担軽減の目的から、臨時雇用者について、男女別の把握をやめ、合計のみを把握することに変更。</li> <li>合計欄であることがわかりやすいように、合計の説明部分を変更。</li> <li>製造業における12月末時点の従業者数は時期的な理由から他の月よりも変動が大きいため、平均的な規模を把握する必要から補足していたが、今般調査期日が6月1日となることでこの特殊性が緩和されることから、記入者負担軽減の観点から削除する。</li> <li>合計欄であることがわかりやすいように、合計の説明部分を変更。</li> <li>消費税込みでの記入を原則とするものの、税込み記入ができない場合には、経済センサス-活動調査と同様に、税抜きでの記入を認める。そのために、記入が、税込み、税抜きのいずれかがわかるように調査項目を追加。</li> <li>消費税の税込み・税抜き記入の別に従い、記入することとなり、「(消費税額を含む)」を削除。</li> <li>合計欄であることがわかりやすいように、合計の説明部分を変更。</li> </ul>
---	--	---

<p>⑩ 有形固定資産</p> <p>⑪ 製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額及び 原材料、燃料の在庫額</p> <p>⑫ 製造品出荷額等</p>	<p>⑩ 有形固定資産</p> <p><u>⑪ リース契約による契約額及び支払額</u></p> <p><u>⑫ 製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額及び 原材料、燃料の在庫額</u></p> <p><u>⑬ 製造品の出荷額、在庫額等</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費税の税込み記入・税抜き記入の別を把握する項目を、別途追加することから、「10項、12項、13項イ(□の欄)に記入する帳簿価額が消費税込みか、抜きか、次のいずれかを○で囲んでください。」は廃止する。</li> <li>・土地及び有形固定資産を対象としていることから、定義を明確にするため除却額(年間)を、除却・売却による減少額(年間)に変更。</li> <li>・建設仮勘定の増(年間)及び建設仮勘定の減(年間)について、『有形固定資産以外のものは除いてください』について、定義を明確にするため、『有形固定資産以外のもの及び土地を除いてください』と土地を追加。</li> <li>・報告者における記入の困難さ及び実績値が小さいことを踏まえ、報告者負担軽減の観点から削減。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・品目別製造品出荷額は、消費税の税込み・税抜き記入の別に従い、記入することとなり、「(消費税等内国消費税額を含む)」を、「(酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税を含む)」に変更。</li> <li>・合計欄であることがわかりやすいように、合計の説明部分を変更。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・品目別製造品在庫額等は、棚卸等を行う時期でなければ、適切に在庫額の把握が難しい。又、記入状況も悪く、秘匿も多い。</li> <li>・記入者負担の軽減の観点から削減。</li> <li>・消費税の税込み・税抜き記入の別に従い、記入することとなり、「(消費税額を含む)」を削除。</li> </ul>
--	--	--

<p>⑬ 品目別製造品出荷額、加工貿易収入額及びその他収入額の合計金額</p>	<p>⑭ 品目別製造品出荷額、加工貿易収入額及びその他収入額の合計金額  <u>⑮ 内国消費税額（酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の納付税額又は納付すべき税額の合計額をいう。）</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>内国消費税額は、該当する品目別製造品出荷額（数量）と税率、直接輸出額の割合（年間）から、推計が可能であるため、記入者の負担軽減を考慮して削減。</li> </ul>
<p>⑯ 主要原材料名  ⑰ 作業工程  ⑯ 製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合  ⑰ 工業用地及び工業用水</p>	<p>⑯ 主要原材料名  ⑰ 作業工程  ⑯ 製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合  ⑰ 工業用地及び工業用水</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築面積、延べ建築面積は毎年大幅には変化する事項ではない。記入者負担の軽減の観点から削除。</li> <li>水源別用水量のうち、回収水、海水については利用ニーズが低下したことから削減。</li> <li>用途別用水量は、利用ニーズが限定的であるため記入者負担軽減の観点から削減。</li> <li>新規に設ける⑧で消費税込み、税抜き記入の別を把握するため、廃止する。</li> </ul>
<p>2) 乙調査  ① 事業所の名称及び所在地  ② 本社又は本店の名称及び所在地  ③ 他事業所（国内）の有無  ④ 経営組織  ⑤ 資本金額又は出資金額（会社に限る）</p>	<p><u>⑩ ⑪、⑫及び⑬の在庫額に係る消費税の経理処理の状況</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定義を明確にするため、国内を追加。</li> </ul>
<p>⑥ 従業者数</p>	<p>2) 乙調査  ① 事業所の名称及び所在地  ② 本社又は本店の名称及び所在地  ③ 他事業所の有無  ④ 経営組織  ⑤ 資本金額又は出資金額（会社に限る。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査日が、これまでの12月末日から6月1日に変更となることから、6月1日現在払込み済みの資本金の額又は出資金の額に変更。</li> </ul>
	<p>⑥ 従業者数</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施日が、これまでの12月末日から6月1日に変更となることから、従業者数の把握時点を変更。</li> </ul>

<p>⑦ 現金給与総額</p> <p><u>⑧⑨、⑩、⑪の消費税の経理処理状況</u></p> <p>⑨ 原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、 製造等に関連する外注費及び転売した商 品の仕入額の合計金額</p> <p>⑩ 製造品出荷額等</p> <p>⑪ 品目別製造品出荷額、加工賃収入額及びそ の他収入額の合計金額</p>	<p>⑦ 現金給与総額</p> <p><u>⑧⑨、⑩、⑪の消費税の経理処理状況</u></p> <p>⑨ 原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、 製造等に関連する外注費及び転売した商 品の仕入額の合計金額</p> <p>⑩ 製造品出荷額等</p> <p>⑪ 品目別製造品出荷額、加工賃収入額及びそ の他収入額の合計金額</p> <p><u>⑫ 内国消費税額（酒税、たばこ税、揮発油税 及び地方揮発油税の納付税額又は納付すべ</u></p>	<p>なお、経済センサス-活動調査における従業者数の把握は平成28年6月1日となることから、中間年に実施される大規模統計調査である工業統計調査も同様となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・臨時雇用者について、製造業の臨時雇用者数は少なく、従業者に対する割合も低い。又、男女別の把握を行っていない事業者も多いため、記入者負担軽減の目的から、臨時雇用者について、男女別の把握をやめ、合計のみを把握することに変更。</li> <li>・合計欄であることがわかりやすいように、合計の説明部分を変更。</li> <li>・消費税込みでの記入を原則とするものの、税込み記入ができない場合には、経済センサス-活動調査と同様に、税抜きでの記入を認める。そのために、記入が、税込み、税抜きのいずれかがわかるように調査項目を追加。</li> <li>・消費税の税込み・税抜き記入の別に従い、記入することとなり、「(消費税額を含む)」を削除。</li> <li>・消費税の税込み・税抜き記入の別に従い、記入することとなり、「(消費税等内国消費税額を含む)」を、「(酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税を含む)」に変更。</li> <li>・消費税の税込み・税抜き記入の別に従い、記入することとなり、「(消費税額を含む)」を削除。</li> <li>・合計欄であることがわかりやすいように、合計の説明部分を変更。</li> <li>・内国消費税額は、該当する品目別製造品出荷額(数量)と税率、直接輸出額の割合(年間)から、推計</li> </ul>
--	--	---

<p>⑫ 製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合 ⑬ 主要原材料名及び簡単な作業工程</p> <p>(2) 基準となる期日又は期間 経済センサス - 活動調査実施年を除き、<u>毎年6月1日現在</u>によって行う。ただし、5の(1)の1) ⑦、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭及び2) ⑦、⑨、⑩、⑪、⑫は、<u>前年</u>1月1日から12月31日までの1年間によって行う。 また、5の(1)の1) ⑪は、<u>前年の</u>年初(1月1日現在)、年末(12月31日現在)によって行う。</p> <p>6 報告を求めるために用いる方法 (1) 調査組織 ①単独事業所（本所もしくは支所となる製造事業所が1つとなる企業の事業所を含む。以下同じ。） 経済産業省－都道府県－市町村（特別区においては区。以下同じ。）－統計調査員－報告者 ②本所もしくは支所となる製造事業所を複数有する企業の本所事業所もしくは当該企業の支所となる事業所 経済産業省－民間事業者－報告者 (2) 調査方法（■調査員調査 ■郵送調査 ■オンライン調査）</p>	<p><u>き税額の合計額をいう。)</u></p> <p>⑫ 製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合 ⑬ 主要原材料名及び簡単な作業工程</p> <p>(2) 基準となる期日又は期間 経済センサス - 活動調査実施年<u>の前年</u>を除き、<u>毎年12月31日現在</u>によって行う。ただし、5の(1)の1) ⑦から⑩(⑩を除く)及び2) ⑦から⑫は、1月1日から12月31日までの1年間によって行う。 また、5の(1)の1) ⑫は、<u>年初</u>(1月1日現在)、年末(12月31日現在)によって行う。</p> <p>6 報告を求めるために用いる方法 (1) 調査組織 ①単独事業所（本所もしくは支所となる製造事業所が1つとなる企業の事業所を含む。以下同じ。） 経済産業省－都道府県－市町村（特別区においては区。以下同じ。）－統計調査員－報告者 ②本所もしくは支所となる製造事業所を複数有する企業の本所事業所もしくは当該企業の支所となる事業所 経済産業省－民間事業者－報告者 ※②の場合はオンライン報告が可能。 (2) 調査方法（■調査員調査 ■郵送調査 ■オンライン調査）</p>	<p>が可能であるため、記入者の負担軽減を考慮して削減。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成28年経済センサス-活動調査が6月1日実施となり、中間に実施される大規模統計調査である工業統計調査も、6月1日に実施する。</li> <li>記入者負担軽減及び経済センサス-活動調査と同様とする観点から、經理事項については前年の暦年調査を基本とするものの、暦年での記入ができない場合は、前年を最も多く含む決算期間(12ヶ月)で記入できるように変更する。</li> </ul> <p>・オンラインについて(2)2)で後述。</p>
--	---	--

<p>ライン調査 □その他)</p> <p>1) 準備調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 工業統計調査の実施に先立って調査対象を確定するために、準備調査を行う。</li> <li>② 準備調査は、別紙様式1に掲げる工業調査準備調査名簿（以下「準備調査名簿」という。）を用いて他計方式によって行う。</li> <li>③ 統計調査員は、市町村長（特別区においては区長。以下同じ。）の定める日までに準備調査名簿を1部作成し、市町村長に提出する。</li> <li>④ 市町村長は、準備調査名簿を整理した上、審査し、その写し1部を作成して保存し、原票を都道府県知事の定める日までに都道府県知事に提出する。</li> <li>⑤ 都道府県知事は、受理した準備調査名簿を整理した上、審査し、準備調査名簿の写し1部を作成して保存し、準備調査名簿の原票を調査実施年の<u>9月30日までに経済産業大臣に提出する。</u></li> <li>⑥ 都道府県知事は、経済産業省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）に備えられたファイルに準備調査名簿の内容を調査実施年の<u>9月30日までに記録する。</u></li> <li>⑦ 都道府県知事及び市町村長は、別紙に定めるところにより、準備調査名簿の複写作業を第三者に委託して行わせることができる。</li> </ul> <p>2) 甲及び乙調査</p>	<p>ライン調査 □その他)</p> <p>1) 準備調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 工業統計調査の実施に先立って調査対象を確定するために、準備調査を行う。</li> <li>② 準備調査は、別紙様式第1に掲げる工業調査準備調査名簿（以下「準備調査名簿」という。）を用いて他計方式によって行う。</li> <li>③ 統計調査員は、市町村長（特別区においては区長。以下同じ。）の定める日までに準備調査名簿を1部作成し、市町村長に提出する。</li> <li>④ 市町村長は、準備調査名簿を整理した上、審査し、その写し1部を作成して保存し、原票を都道府県知事の定める日までに都道府県知事に提出する。</li> <li>⑤ 都道府県知事は、受理した準備調査名簿を整理した上、審査し、準備調査名簿の写し1部を作成して保存し、準備調査名簿の原票を調査実施年の<u>翌年5月31日までに経済産業大臣に提出する。</u></li> <li>⑥ 都道府県知事は、経済産業省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）に備えられたファイルに準備調査名簿の内容を調査実施年の<u>翌年5月31日までに記録する。</u></li> <li>⑦ 都道府県知事及び市町村長は、別紙に定めるところにより、準備調査名簿の複写作業を第三者に委託して行わせることができる。</li> </ul> <p>2) 甲及び乙調査</p>	
--	---	--

<p>① 調査員調査</p> <p>統計調査員が準備調査の結果に基づき、担当調査区内の単独事業所に対し、調査票（別紙様式2もしくは別紙様式3）を配布し、<u>オンラインによる回答又は統計調査員による取集により市町村長が回収する方法</u>により行う。</p> <p>市町村長は、調査員によって取集された調査票を整理した上、審査し、都道府県知事の定める日までに都道府県知事に提出する。</p> <p>都道府県知事は、市町村長より提出された調査票をそれぞれ整理した上、調査票の内容を経済産業省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録し、<u>調査実施年の10月31日までに総合審査する</u>。この場合において、ファイルの総合審査を終了した時に調査票が経済産業大臣に提出されたものとみなす。また、調査票の写し1部、調査票の内容を記録した電磁的記録を作成してそれを保存し、<u>調査票の原票を調査実施年の10月31日までに経済産業大臣に提出する</u>。</p> <p>都道府県知事は、別紙に定めるところにより、工業調査票の複写作業を第三者に委託して行わせることができる。</p> <p>② 郵送・オンライン調査</p> <p>上記①以外の企業の本所となる事業所もしくは支所となる事業所に対し、経済産業大臣が契約する民間事業者において調査票（別紙様式2もしくは別紙様式3）を送付し、民</p>	<p>① 調査員調査</p> <p>統計調査員が準備調査の結果に基づき、担当調査区内の単独事業所に対し、調査票（別紙様式2もしくは別紙様式3）を配布し、統計調査員による取集により市町村長が回収する方法により行う。</p> <p>市町村長は、調査員によって取集された調査票を整理した上、審査し、都道府県知事の定める日までに都道府県知事に提出する。</p> <p>都道府県知事は、市町村長より提出された調査票をそれぞれ整理した上、調査票の内容を経済産業省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録し、<u>調査実施年の翌年6月30日までに総合審査する</u>。この場合において、ファイルの総合審査を終了した時に調査票が経済産業大臣に提出されたものとみなす。また、調査票の写し1部、調査票の内容を記録した電磁的記録を作成してそれを保存し、<u>調査票の原票を調査実施年の翌年6月30日までに経済産業大臣に提出する</u>。</p> <p>都道府県知事は、別紙に定めるところにより、工業調査票の複写作業を第三者に委託して行わせることができる。</p> <p>② 郵送・オンライン調査</p> <p>上記①以外の企業の本所となる事業所もしくは支所となる事業所に対し、経済産業大臣が契約する民間事業者において調査票（別紙様式2もしくは別紙様式3）を送付し、民</p>
---	--

<p>間事業者を活用して回収する方法又はオンラインにより回収する方法により行う。</p> <p>なお、郵送・オンライン調査の業務委託内容は、調査票及び関係用品の配布、回収、審査、督促等とする。</p>	<p>間事業者を活用して回収する方法又はオンラインにより回収する方法により行う。</p> <p>なお、郵送・オンライン調査の業務委託内容は、調査票及び関係用品の配布、回収、審査、督促等とする。</p>	
<p><b>7 報告を求める期間</b></p> <p>(1) 調査の周期 経済センサス - 活動調査実施年を除き毎年</p> <p>(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限 調査員調査：市町村長の定める日 郵送・オンライン調査：経済産業大臣が定める日</p>	<p><b>7 報告を求める期間</b></p> <p>(1) 調査の周期 経済センサス - 活動調査実施年<u>の前年</u>を除き毎年</p> <p>(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限 調査員調査：市町村長の定める日 郵送・オンライン調査：経済産業大臣が定める日</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施時期が 6 月 1 日になったため</li> </ul>
<p><b>8 集計事項</b></p> <p><u>別記 1 「集計事項一覧」を参照。</u></p>	<p><b>8 集計事項</b></p> <p>(1) <u>工業統計速報</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>産業中分類別の事業所数、従業者数、現金給与総額、原材料使用額等、製造品出荷額等、付加価値額、在庫額、有形固定資産投資総額</u></li> <li>○ <u>従業者規模別の事業所数、従業者数、現金給与総額、原材料使用額等、製造品出荷額等、付加価値額、有形固定資産投資総額</u></li> <li>○ <u>都道府県別の事業所数、従業者数、製造品出荷額等、付加価値額</u></li> </ul> <p>(2) <u>工業統計表産業編〔概要版〕</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>産業細分類別の事業所数、従業者数、現金給与総額、原材料使用額等、製造品出荷額等、付加価値額、在庫額、有形固定資産額、リース契約額・支払額</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>産業別統計表で対応する。</li> <li>統計表の名称を変更する。</li> </ul>

	<p>○ 従業者規模別・産業中分類別の事業所数、 従業者数、現金給与総額、原材料使用額等、 製造品出荷額等、付加価値額、在庫額、有形 固定資産額、リース契約額・支払額</p> <p>○ 都道府県別・産業中分類別の事業所数、従 業者数、現金給与総額、原材料使用額等、製 造品出荷額等、付加価値額、有形固定資産投 資総額</p> <p>(3) 工業統計表産業編</p> <p>○ 産業細分類別の事業所数、従業者数、常用 労働者月平均数、現金給与総額、原材料使用 額等、製造品出荷額等、生産額、粗付加価値 額、付加価値額、在庫額、有形固定資産額、 リース契約額・支払額</p> <p>○ 従業者規模別・産業細分類別の事業所数、 従業者数、常用労働者月平均数、現金給与総 額、原材料使用額等、製造品出荷額等、生産 額、付加価値額</p> <p>○ 従業者規模別・産業中分類別の在庫額、有 形固定資産額、リース契約額・支払額</p> <p>○ 都道府県別・産業中分類別の事業所数、従 業者数、現金給与総額、原材料使用額等、製 造品出荷額等、生産額、粗付加価値額、付加 価値額、在庫額、有形固定資産額、リース契 約額・支払額</p> <p>○ 産業細分類別・1事業所当たりの従業者数、 製造品出荷額等、生産額、粗付加価値額、付</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業別統計表で対応する。</li> <li>・統計表の名称を変更する。</li> <li>・生産額を削除する。</li> <li>・生産額を追加する。</li> <li>・地域別統計表に移動する。</li> <li>・産業中分類別敷地面積、水源別用水量（工業用水道、上水道、井戸水、その他の淡水）について追加する。</li> <li>・既存の統計表から算出ができ、統計表はデータで提供することから、作成を廃止する。</li> </ul>
--	---	--

	<p><u>加価値額及び従業者数1人当たりの現金給与総額、製造品出荷額等、粗付加価値額、付加価値額及び雇用者1人当たりの現金給与総額</u></p> <p>○ 従業者規模別・産業中分類別・1事業所当たりの従業者数、製造品出荷額等、生産額、粗付加価値額、付加価値額及び従業者数1人当たりの現金給与総額、製造品出荷額等、粗付加価値額、付加価値額及び雇用者1人当たりの現金給与総額</p> <p>(4) 工業統計表市区町村編</p> <p>○ 都道府県別・市区町村別・産業中分類別の事業所数、従業者数、現金給与総額、原材料使用額等、製造品出荷額等、粗付加価値額、有形固定資産年末現在高</p> <p>(5) 工業統計表企業統計編</p> <p>(企業について)</p> <p>○ 経営組織別・資本金階層別・従業者規模別・産業小分類別の企業数</p> <p>○ 経営組織別・資本金階層別・従業者規模別・産業中分類別の従業者数、粗付加価値額、投資総額</p> <p>○ 経営組織別・資本金階層別・産業小分類別の企業数、事業所数、従業者数、現金給与総額、製造品出荷額等、粗付加価値額、有形固定資産額</p> <p>○ 従業者規模別・産業小分類別の企業数、事業所数、従業者数、現金給与総額、製造品出荷額等、粗付加価値額、有形固定資産額</p> <p>○ 企業産出産業別・産業小分類別の企業数・</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の統計表から算出ができる、統計表はデータで提供することから、作成を廃止する。</li> <li>都道府県別、東京特別区・政令指定都市別の産業中分類別統計表は産業別統計表で対応する。市区町村別統計表を他の統計表と合わせて、地域別統計表に再編する。</li> <li>企業に関する統計表は、加工統計でもあることから、廃止する。</li> </ul>
--	---	---

	<p><u>事業所数</u>  <u>(事業所について)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>経営組織別・資本金階層別・産業細分類別の事業所数、従業者数、現金給与総額、原材料使用額等、製造品出荷額等、粗付加価値額、有形固定資産額</u></li> <li>○ <u>経営組織別・資本金階層別・品目別の製造品出荷額、出荷率</u></li> </ul> <p><u>(6) 工業統計表品目編</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>品目別の出荷、在庫、賃加工額、産出事業所数</u></li> <li>○ <u>品目群別・都道府県別の出荷額</u></li> <li>○ <u>品目別の都道府県別の出荷、産出事業所数</u></li> <li>○ <u>品目別・従業者規模別の出荷、産出事業所数</u></li> <li>○ <u>品目別・産業別の出荷、産出事業所数</u></li> <li>○ <u>その他収入の種類別・都道府県別の収入額、産出事業所数</u></li> <li>○ <u>その他収入の種類別・産業別の収入額、産出事業所数</u></li> </ul> <p><u>(7) 工業統計表用地・用水編</u></p> <p><u>(工業用地について)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>産業細分類別の事業所数、従業者数、製品出荷額等、事業所敷地面積、事業所建築面積、事業所延建築面積</u></li> <li>○ <u>従業者規模別・産業中分類別の事業所数、従業者数、製品出荷額等、事業所敷地面積、事業所建築面積、事業所延建築面積</u></li> <li>○ <u>都道府県別・産業中分類別の事業所数、従業者数、製品出荷額等、事業所敷地面積、事</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所に関する統計表は、産業別統計表及び品目別統計表に再編する。</li> <li>・統計表の名称を変更する。</li> </ul> <p>・調査事項の見直しに伴い、産業別統計表及び地域別統計表に再編する。</p>
--	--	---

	<p><u>事業所建築面積、事業所延建築面積</u></p> <p>○ <u>工業地区別・産業中分類別の事業所数、従業者数、製品出荷額等、事業所敷地面積、事業所建築面積、事業所延建築面積</u></p> <p>○ <u>敷地規模別・都道府県別・産業中分類別の事業所数</u></p> <p>○ <u>敷地規模別・都道府県別の事業所数、従業者数、製品出荷額等、事業所敷地面積、事業所建築面積、事業所延建築面積</u></p> <p>(<u>工業用水について</u>)</p> <p>○ <u>産業細分類別の事業所数、水源別用水量・用途別用水量</u></p> <p>○ <u>従業者規模別・産業中分類別の事業所数、水源別用水量、用途別用水量</u></p> <p>○ <u>都道府県別・産業中分類別の事業所数、水源別用水量、用途別用水量</u></p> <p>○ <u>工業地区別・産業中分類別の事業所数、水源別用水量、用途別用水量</u></p> <p>(8) <u>工業統計表工業地区編</u></p> <p>○ <u>都道府県別・産業中分類別の事業所数、従業者数、製造品出荷額等、現金給与総額、有形固定資産年末現在高、付加価値額</u></p> <p>○ <u>工業地区別・産業中分類別の事業所数、従業者数、製造品出荷額等、現金給与総額、有形固定資産年末現在高、付加価値額</u></p> <p>○ <u>工業地区別・産業細分類別・事業所数ウェイト順の事業所数、従業者数、製造品出荷額等、現金給与総額、付加価値額</u></p> <p>○ <u>工業地区別・産業細分類別・出荷額ウェイト順の事業所数、従業者数、製造品出荷額等、</u></p>
	<p>・廃止する。</p>

<p>9 調査結果の公表の方法及び期日        (1) 公表の方法</p>	<p><u>現金給与総額、付加価値額</u></p> <p>(9) 工業統計詳細情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>都道府県別・産業細（中）分類別・（従業者規模別）の事業所数、従業者数、製造品出荷額等、現金給与総額、原材料使用額等、有形固定資産額、リース契約額・支払額、在庫額、工業用地、工業用水、生産額、付加価値額、粗付加価値額等</u></li> <li>○ <u>市区町村別・産業中分類別の事業所数、従業者数、現金給与総額、原材料使用額等、製造品出荷額等、生産額、付加価値額、粗付加価値額</u></li> </ul> <p>(10) メッシュデータ <u>※注1※注2</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>(1 kmメッシュ)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>事業所数、従業者数、現金給与総額、原材料使用額等、製造品出荷額等、生産額、付加価値額等</u></li> <li>○ <u>従業者規模別事業所数、従業者数、製造品出荷額等</u></li> <li>○ <u>経営組織別資本金階層別事業所数、従業者数、製造品出荷額等</u></li> <li>○ <u>産業中分類別事業所数、従業者数、製造品出荷額等</u></li> </ul> <p><u>※注1 市区町村別、都道府県別、全国の3区分のメッシュからなる。</u></p> <p><u>※注2 平成20年調査について作成する。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃止する。</li> <li>・廃止する。</li> <li>・地域別統計表を新設する。</li> <li>・公表はインターネットのみとする。</li> </ul>
--	--	--

<p>経済産業大臣は集計の結果をインターネットにより公表する。</p> <p>(2) 公表の期日</p> <p>工業統計速報は、<u>調査実施年の翌年（2月～3月頃の予定）</u></p> <p><u>工業統計表産業別統計表〔概要版〕は、調査実施年の翌年（4月～5月頃の予定）</u></p> <p><u>以降、工業統計表産業別統計表、品目別統計表、地域別統計表は、順次公表の予定。</u></p>	<p>経済産業大臣は集計の結果をインターネット、刊行物及び閲覧により公表する。</p> <p><u>閲覧の方法（CD-ROMに記録したものをディスプレイ画面に表示する方法により閲覧又は電磁的記録からの打ち出しリストの閲覧）</u></p> <p>(2) 公表の期日</p> <p>工業統計速報は、<u>調査実施年の翌年（9月～11月頃の予定）</u></p> <p><u>工業統計表産業編〔概要版〕は、調査実施年の翌々年（1月～2月頃の予定）</u></p> <p><u>工業統計表産業編は、調査実施年の翌々年（4月～5月頃の予定）</u></p> <p><u>工業統計表市区町村編は、調査実施年の翌々年（5月～7月頃の予定）</u></p> <p><u>工業統計表企業統計編は、調査実施年の翌々年（8月～9月頃の予定）</u></p> <p><u>工業統計表品目編は、調査実施年の翌々年（3月～4月頃の予定）</u></p> <p><u>工業統計表用地・用水編は、調査実施年の翌々年（6月～8月頃の予定）</u></p> <p><u>工業統計表工業地区編は、調査実施年の翌々年（6月～8月頃の予定）</u></p> <p><u>工業統計詳細情報は、調査実施年の翌々年</u>  <u>メッシュデータは、調査実施年の3年後</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査実施日の変更に伴い、公表期日を変更する。</li> <li>・統計表の名称変更及び調査実施日の変更に伴い変更する。</li> <li>・その他の統計表は順次公表。</li> <li>・統計表の名称変更及び調査実施日の変更に伴い変更する。</li> <li>・再編に伴い削除</li> <li>・再編に伴い削除。</li> <li>・統計表の名称変更及び調査実施日の変更に伴い変更する。</li> <li>・再編に伴い削除。</li> <li>・廃止に伴い削除。</li> <li>・廃止に伴い削除。</li> <li>・廃止に伴い削除。</li> </ul>
---	---	---

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者		
調査票情報	保存期間	保存責任者
準備調査名簿の写し	2年	市町村長及び都道府県知事
工業調査票甲及び乙の写し	2年	都道府県知事
準備調査名簿	<u>1</u> 年	経済産業大臣
工業調査票甲及び乙	<u>2</u> 年	経済産業大臣
調査票を記録した電磁的記録	<u>4</u> 年	都道府県知事
準備調査名簿、調査票及び集計表を記録した電磁的記録	永年	経済産業大臣

12 立入検査等の対象とすることができる事項  
「5の（1）報告を求める事項」中「1) 甲調査」の⑥から⑯まで及び「2) 乙調査」の⑥から⑯までに掲げる事項。

13 その他（東日本大震災に伴う計画の一部変更）  
東日本大震災により、調査計画を一部変更する。  
詳細については、別添のとおり。

別紙様式第1 準備調査名簿一略

別紙様式第2 工業調査票甲一略

別紙様式第3 工業調査票乙一略

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者		
調査票情報	保存期間	保存責任者
準備調査名簿の写し	2年	市町村長及び都道府県知事
工業調査票甲及び乙の写し	2年	都道府県知事
準備調査名簿	<u>3</u> 年	経済産業大臣
工業調査票甲及び乙	<u>3</u> 年	経済産業大臣
集計表	<u>3</u> 年	経済産業大臣
調査票を記録した電磁的記録	<u>2</u> 年	都道府県知事
準備調査名簿、調査票及び集計表を記録した電磁的記録	永年	経済産業大臣

12 立入検査等の対象とすることができる事項  
「5の（1）報告を求める事項」中「1) 甲調査」の⑥から⑯まで及び「2) 乙調査」の⑥から⑯までに掲げる事項。

13 その他（東日本大震災に伴う計画の一部変更）  
東日本大震災により、調査計画を一部変更する。  
詳細については、別添のとおり。

別紙様式第1 準備調査名簿一略

別紙様式第2 工業調査票甲一略

別紙様式第3 工業調査票乙一略

- ・ 準備調査名簿の電磁的記録が利用可能である。
- ・ 調査票の電磁的記録が利用可能である。
- ・ 刊行物を廃止するため。
- ・ 活動調査以前の工業統計調査票を活動調査後の審査で用いるため。
- ・ 調査項目の見直しに伴い変更。
- ・ 別添「1 (2) 調査方式の変更」及び「2 変更する期間」について 29 年調査用に修正